マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は

15歳未満の方

窓口に来る方は

法定代理人(親権者、未成年後見人)

- ★申請者が、15歳未満の方の場合、そのご本人と法定代理人(親権者、未成年後見人)が一緒に窓口にお出でいただく必要があります。ただし、申請者ご本人(15歳未満の方)が窓口にお越しになれない場合、法定代理人(親権者、未成年後見人)の方が、代理でカードを受け取ることができます。
- ★代理人受取の場合は、申請者本人が窓口で受け取る際にご用意いただくものよりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物 (原本に限ります。コピー不可)
	 交付通知書(ハガキ)
	◎ <u>裏面の回答書欄をご記入の上</u> 、窓口にお持ちください。
	通知カード (お持ちの方のみ) ※通知カード、住民基本台帳カードを自宅以外で 紛失された場合は、警察署で遺失届を提出していただき、受理番号を控えてきてください。マ
	住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) 要になります。
	申請者本人の本人確認書類(顔写真付きが必須)
	(「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)
	①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。
	① A区分のうち2点
	② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)
	③ B区分のうち顔写真付きのもの1点とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点)
	④ 法定代理人による顔写真証明書とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点)
	…法定代理人による顔写真証明書とは、所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代
	理人が署名をすることで本人確認書類の一つとするものです。
	<u>法定代理人</u> (親権者、未成年後見人)の本人確認書類(顔写真付きが必須)
	「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)
	①、②のいずれかの書類をお持ちください。
	 A区分のうち2点
	② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)
	※A区分の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人になれません。
	申請者本人と法定代理人の関係を証明する書類
	・日本国籍の方: 戸籍全部事項証明書 ※本籍が松伏町内の場合は不要
	・外国籍の方 : 出生証明書及びその訳文

松伏町役場 住民ほけん課 電話:048-991-1866(直通) 平日(月曜日~金曜日):午前8時30分~午後5時00分 第2·第4日曜日:午前9時00分~午後1時00分(要予約)